

三次市教育委員会告示第 号

三次市教員人事権移譲研究チーム設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年3月 日

三次市教育委員会委員長 前田 茂

三次市教員人事権移譲研究チーム設置要綱の一部を改正する告示

三次市教員人事権移譲研究チーム設置要綱（平成19年三次市教育委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

教育委員会教育次長
教育委員会教育企画課長
教育委員会学校教育課長
教育委員会教育企画課教育企画係長
教育委員会学校教育課学校教育係長
総務企画部企画調整課長
総務企画部総務課職員係長

」を

「

教育委員会教育次長
教育委員会教育企画課長
教育委員会学校教育課長
教育委員会教育企画課教育企画係長
教育委員会学校教育課学校教育係長

地域振興部企画調整課長
総務部総務課職員係長

」に改める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。